

幼稚園

確認指導及び確認監査
主眼事項及び着眼点

令和6年度

川崎市 こども未来局

確認指導及び確認監査の結果通知について

(川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等の指導・監査実施要綱抜粋)

(確認指導及び確認監査結果の通知等)

第6条 指導及び監査結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

(1) 指導結果の通知等

監査担当は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(2) 監査結果の通知等

監査担当は、監査の結果、法に定める措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(結果の公表等)

第7条 こども未来局長は、当該年度の指導結果及び監査結果に係る指導監査結果報告書を作成するものとし、その概要を本市のホームページに公表する。

関係法令及び通知等の略称

No.	関係法令及び通知等	略称
1	(平成24年8月22日法律第65号) 子ども・子育て支援法	法
2	(平成26年9月5日条例第36号) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	運営基準条例
3	(令和5年5月19日付こ成保38、5文科初第483号通知) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」【最終改正：令和6年3月29日付こ成保192、5文科初第2588号通知】	留意事項通知

1	特定教育・保育施設	
(1)	基本方針（一般原則）	1
(2)	利用定員に関する基準	1
(3)	運営に関する基準	
ア	内容及び手続きの説明及び同意	2
イ	応諾義務（正当の理由のない提供拒否の禁止）	2
ウ	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	2
エ	市町村が行うあっせんへの協力	3
オ	利用調整への協力	3
カ	教育・保育提供困難時の対応	3
キ	受給資格等の確認	3
ク	支給認定申請の援助	4
ケ	子どもの心身の状況の把握	4
コ	小学校等との連携	4
サ	教育・保育の提供の記録	4
シ	利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	4
ス	施設型給付等の額の通知	6
セ	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	6
ソ	評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）	6
タ	相談及び援助	7
チ	事故発生及び事故発生時の対応（職員）	7
ツ	利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	7
テ	施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、掲示	7
ト	勤務体制の確保等	8
ナ	定員の遵守	8
ニ	掲示等	8
ヌ	差別の禁止	8
ネ	虐待等の禁止	8
ノ	秘密保持、個人情報保護	8
ハ	情報の提供等	9
ヒ	利益供与等の禁止	9
フ	苦情解決	9
ヘ	地域との連携	10
ホ	事故発生時の対応・事故の再発防止	10

マ	提供する教育・保育の質の向上	11
ミ	会計の区分	11
ム	記録の整備	11
メ	特別利用保育の基準	11
モ	特別利用教育の基準	12
2	幼稚園	13

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(3) 運営に関する基準 ア 内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、項目テに規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、項目シの規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>運営基準条例第5条第1項</p>
<p>イ 応諾義務（正当の理由のない提供拒否の禁止）</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。</p>	<p>法第33条第1項 運営基準条例第6条第1項</p>
<p>ウ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p>	<p>(2) 私立保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所）は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んでいないか。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（以下「選考方法」という。）により選考しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設（保育所に限る。）が、項目モの(1)の規定により特別利用保育を提供する場合にあっては、特定教育・保育施設（特別利用保育を提供する施設に限る。）は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、選考方法により選考しているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）が、項目ヤの(1)の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、当該特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る2号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子</p>	<p>運営基準条例附則第3項</p> <p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第2項</p> <p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第2項 運営基準条例第35条第3項</p> <p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第2項 運営基準条例第36条第3項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>エ 市町村が行う あっせんへの協 力</p> <p>オ 利用調整への 協力</p> <p>カ 教育・保育提 供困難時の対応</p> <p>キ 受給資格等の 確認</p>	<p>どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、選考方法により選考しているか。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しているか。</p> <p>(5) (1)から(4)までの特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。</p> <p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p> <p>特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p> <p>特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する教育・保育給付認定子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめているか。</p>	<p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第3項</p> <p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第4項</p> <p>運営基準条例第7条第1項</p> <p>運営基準条例第7条第2項</p> <p>運営基準条例第6条第5項</p> <p>運営基準条例第8条</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ク 教育・保育給付認定申請に係る援助	<p>(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>運営基準条例第9条第1項</p> <p>運営基準条例第9条第2項</p>
ケ 子どもの心身の状況の把握	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>運営基準条例第10条</p>
コ 小学校等との連携	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。</p>	<p>運営基準条例第11条</p>
サ 教育・保育の提供の記録	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>運営基準条例第12条</p>
シ 利用者負担額等の受領（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。（3）において同じ。）の支払を受けているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、(1)及び(2)の支払いを受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と</p>	<p>法第27条第3項第2号</p> <p>運営基準条例第13条第1項</p> <p>運営基準条例第13条第2項</p> <p>運営基準条例第13条第3項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、(1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から⑤までに掲げる費用のみとしているか。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、(1)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当</p>	<p>運営基準条例第13条第4項</p> <p>運営基準条例第13条第5項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ス 施設型給付等の額の通知	<p>該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設は、(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、(4)の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得ているか。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、項目シの(2)の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>運営基準条例第13条第6項</p> <p>運営基準条例第14条第1項</p> <p>運営基準条例第14条第2項</p>
セ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>(1) 特定教育・保育施設は、次のアからエに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該アからエに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。</p> <p>ア 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ウ及びエに掲げる事項 ウ 幼稚園 幼稚園教育要領 エ 保育所 保育所保育指針</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、(1)ウ及びエに掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。</p>	<p>運営基準条例第15条第1項</p> <p>運営基準条例第15条第2項</p>
ソ 評価（自己評価、外部評価）	<p>(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者</p>	<p>運営基準条例第16条第1項</p> <p>運営基準条例第16条第2項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
タ 相談及び援助	<p>による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。</p> <p>特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	運営基準条例第 17 条
チ 事故防止及び事故発生時の対応(職員)	<p>特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	運営基準条例第 18 条
ツ 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	運営基準条例第 19 条
テ 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示	<p>特定教育・保育施設は、次の①から⑪に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(項目二において「運営規定」という。)を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この④において同じ。)及び時間、提供を行わない日 ⑤ 項目シの規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 項目(2)の(2)に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(項目ウの選考の方法を含む。) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 	運営基準条例第 20 条

項目	基本的考え方	関係法令等
ト 勤務体制の確保等	<p>(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>運営基準条例第 21 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 21 条第 2 項</p> <p>運営基準条例第 21 条第 3 項</p>
ナ 定員の遵守	<p>特定教育・保育施設は、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p>	<p>運営基準条例第 22 条</p>
ニ 掲示等	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、当該重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しているか。</p>	<p>運営基準条例第 23 条</p>
ヌ 差別の禁止	<p>特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>運営基準条例第 24 条</p>
ネ 虐待等の禁止	<p>特定教育・保育施設の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>運営基準条例第 25 条</p>
ノ 秘密保持、個人情報保護	<p>(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>運営基準条例第 27 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 27 条第 2 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ハ 情報の提供等	<p>(3) 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>運営基準条例第 27 条第 3 項</p> <p>運営基準条例第 28 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 28 条第 2 項</p>
ヒ 利益供与等の禁止	<p>(1) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（(2)において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>運営基準条例第 29 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 29 条第 2 項</p>
フ 苦情解決	<p>(1) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>運営基準条例第 30 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 30 条第 2 項</p> <p>運営基準条例第 30 条第 3 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>へ 地域との連携</p> <p>ホ 事故発生時の対応・事故の再発防止</p>	<p>(4) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>運営基準条例第30条第4項</p>
	<p>(5) 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>運営基準条例第30条第5項</p>
	<p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>運営基準条例第31条</p>
	<p>(1) 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じているか。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。</p> <p>ウ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。</p>	<p>運営基準条例第32条第1項</p>
	<p>(2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>運営基準条例第32条第2項</p>
	<p>(3) 特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>運営基準条例第32条第3項</p>
	<p>(4) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>運営基準条例第32条第4項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
マ 提供する教育・保育の質の向上	特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めているか。	法第 33 条第 5 号
ミ 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	運営基準条例第 33 条
ム 記録の整備	<p>(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 項目セ(1)のアからエに定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>イ 項目サに規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>ウ 項目ツに規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 項目ヘの(2)に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 項目マの(3)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>運営基準条例第 34 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 34 条第 2 項</p>
メ 特別利用保育の基準	<p>(1) 特定教育・保育施設（保育所に限る。(2)及び(3)において同じ。）が 1 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）を遵守しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る 1 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 2 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、項目（2）の（2）ウの規定により定められた 2 号認定子どもに係る利用定員の数を超えていないか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特別利用保育についても項目アからメ（項目ウの（4）及び項目オを除く。）が遵守されているか。</p>	<p>運営基準条例第 35 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 35 条第 2 項</p> <p>運営基準条例第 35 条第 3 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
モ 特別利用教育の基準	<p>(1) 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。(2)の基準において同じ。)が2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、項目(2)の(2)イの規定により定められた1号認定子どもに係る利用定員の数を超えていないか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特別利用教育についても項目アからメ(項目ウの(4)及び項目オを除く。)が遵守されているか。</p>	<p>運営基準条例第36条第1項</p> <p>運営基準条例第36条第2項</p> <p>運営基準条例第36条第3項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
2 幼稚園	<p>公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、留意事項通知別紙1のとおりとされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙1</p>